

ご協力に感謝申し上げます

第44回占冠村ふるさと祭りでは、会場設営、撤収作業、花火などのごみ拾いなどで、(株)川端組様及び(株)増山建設様のご協力をいただきました。おかげさまで、今年のふるさと祭りも無事終了することができました。両社のご協力に心より感謝申し上げます。



秋の里山を観察しませんか

色づき始めた秋の里山を散策しながら、普段気づかなかった樹木の横顔に目を向けてみませんか？

開催日時・場所等

日時：10月8日（月・祝）10時～14時
場所：東京大学北海道演習林 神社山自然観察路（富良野市東山）
集合：東京大学北海道演習林山部事務所 9時30分
 樹海中学校駐車場 10時00分
定員：先着20名
申込：住所・氏名・年齢・電話番号・緊急時の連絡先・健康上の不安なこと・既往症等を記入し、下記までお申込ください。

Eメール：hokuen@u-f.a.u-tokyo.ac.jp
郵送：〒079-1563 富良野市山部東町9-61
締切：9月28日（金）必着

☎ 東京大学北海道演習林 TEL 42-2111

巡回相談会を開催します

暮らしに関する悩みごと、困りごと（仕事、お金、家族、人との関係のことなど）についてご相談ください。ご相談の際は、事前予約が必要です。

開催日時・場所

日時：毎月第3木曜日
 ※開催時間は、ご相談の上決定します。
場所：総合センター2階 相談室

申込方法

開催日の2日前までに福祉子育て支援課社会福祉担当（56-2125）にお電話ください。

実施主体

かみかわ・くらし安心センターほっと
 TEL 0166-59-5003

その他

相談開始時間確認などのため、実施主体が電話連絡することがあります。

消費税の軽減税率制度に関する説明会

平成31年10月に実施される、消費税の軽減税率制度に関する次の内容の説明会を開催します。

- ① 軽減税率制度（軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など）の概要
- ② 適格請求書等保存方式の概要
- ③ 軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

対象者

全ての事業者の方

開催日時・場所

日時：9月18日（火）10時～11時
場所：総合センター 視聴覚室

申込・お問い合わせ先

☎ 富良野税務署 調査部門
 TEL 77-1001

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

◎9月5日（水）13時～

◎9月14日（金）13時～

■一般講習（1時間）

◎9月5日（水）14時～

◎9月14日（金）14時～

■違反講習（2時間）

◎9月25日（火）13時～

占冠村の放射線量の状況（8月分）

測定日 平成30年8月13日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	9:30	曇	0.036
双民館グラウンド	9:50	曇	0.055
占冠地域交流館グラウンド	10:10	曇	0.051
占冠保育所グラウンド	9:35	曇	0.044
トママ学校グラウンド	10:50	曇	0.063
トママ保育所グラウンド	11:00	曇	0.041

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

☎ 総務課総務担当 TEL 56-2121

住宅・土地統計調査にご協力ください。

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の

方々を対象とした大規模な調査です。今回の調査では、住宅数や国民の居住状況だけでなく、①「高齢化社会を支える居住環境」、②「耐震性・防火性等の宅性能水準の達成度」、③「土地の利用状況」のほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより「空き家の実態」を把握することをねらいとしています。

調査期間中、統計調査員が調査書類を配布いたします。調査への回答は、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をお願いします。

なお、調査により集められた調査票の記入内容は、「統計法」によって厳重に保護されます。統計調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用することは絶対にありません。これらの行為は、「統計法」により固く禁じられていますので、安心してありのままをご回答くださるようお願いいたします。



知ってますか？道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護には十分配慮します。

苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』が各総合振興局（振興局）の総務課です。

苦情申立書の付いたリーフレットを用意していますのでご活用ください。ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-204-5523（直通）

FAX：011-241-8181

Eメール：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね10月1日（月）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当

☎ 56-2172

村営住宅等入居者募集のご案内

募集团地	●受付期限 9月18日(火)	
●中央地区 2戸	●トマム地区 2戸	
○中央団地	○第2トマム団地	
1LDK 1戸	3LDK 2戸	
3LDK 1戸		
※トマム地区の子育てや夫婦世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。 3LDK 2戸		
詳しくは、村ホームページでご確認ください。		

皆様の入居をお待ちしています